

【追加申請】「有機資材登録 申請一覧表」記入ガイド <有機農産物(きのこを除く)>

登録申請が必要な資材と提出書類については、1～2 ページのとおりです。

資材登録ではなく個別の事前確認が必要なもの、また登録不要なものは3 ページに掲載しました。

4 ページは、「有機JAS 適合資材リスト」について紹介しています。

申請一覧表【記入例】を参考にしてご記入ください。

◎「圃場における肥培管理の項」「育苗管理の項」(別表 1: 肥料及び土壌改良資材など) 申請一覧表 (1) (「使用の理由等」で①②③④に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
肥料、土壌改良資材 堆肥、ボカシ、スラリー 葉面散布剤、活性液、栄養剤 米ぬか、稲わら 石灰 など	有機農産物の日本農林規格「別表 1」に適合すること すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※ (※原材料それぞれについても「原材料」「製造工程」「日付」が明記された証明書が必要)
育苗培土 育苗土に使うものすべて	有機農産物の日本農林規格「別表 1」に適合すること すべて自家製を含む	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※
融雪剤	有機的管理の一環として資材登録が必要	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された資材証明書※

注 1 : 新規認証申請や圃場追加時には、過去 3 年間分の証明書が必要

注 2 : 「別表 2 : 農薬」は資材登録ではなく、個別の事前確認が必要 (→3 ページ)

注 3 : 「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材は証明書が不要 (→4 ページ)

◎「一般管理の項」

申請一覧表 A2) (「使用目的等」で⑤に当たる)

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
マルチ 誘引テープ 果樹に使用する袋 (りんごの有袋栽培) など	生分解性・光分解性でないこと	「素材」を確認できる資料 (カタログ、納品書、製品のパッケージ、HPなど)

◎「収穫以後の工程の項」

申請一覧表（2）（「使用目的等」で⑥に当たる）

1) 直接農産物にふれる資材

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
農産物の洗浄水など (機械などを導入の場合)	<p>「電解水」を使用する場合には、</p> <p>○食塩水を有隔膜電解槽で電気分解した、「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であること</p> <p>以下のような水は使用不可</p> <p>×化学的な処理が行われた水（「上記の電解水」以外）</p> <p>×「電解水」の中で、塩酸または塩酸に食塩水を加えて無隔膜電解槽で電気分解した「微酸性次亜塩素酸水」</p> <p>×「電解水」の中で、食塩水を無隔膜電解槽で電気分解した「次亜塩素酸ナトリウム水」</p> <p>×化学的に合成された物質（有機加工食品の日本農林規格「別表1」の食品添加物以外）を添加した水</p> <p>◎水道水（公的な「水道」）は登録不要、地下水は要水質検査 「食品製造用水」を使用する</p>	<p>「電解水」を使用する場合、</p> <p>「強酸性次亜塩素酸水」「弱酸性次亜塩素酸水」であることを示す書類 (メーカーに確認)</p>
鮮度保持剤 (脱酸素剤など)	<p>「アルコール蒸散剤」のような、薬剤が「蒸散」するタイプ のものは使用不可のものがあるので、要注意！！</p>	<p>商品仕様書 もしくは 安全データシート</p>

2) 有機農産物を扱う施設で使用する資材

資材登録が必要な資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
有害動植物防除 用の薬剤 (防虫・防鼠など)	<p>有機農産物の日本農林規格「別表4」のみ使用可能</p> <p>★市販のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、 おおむね使用不可なので要注意！！</p> <p>◎物理的な捕獲器(ネズミ捕り用の罠、粘着シート等) については登録不要</p>	<p>商品仕様書もしくは 安全データシート</p>
	<p>専門業者へ委託する場合</p>	

◎「収穫以後の工程の項」のうち登録不要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
機械・器具の洗浄剤 (登録不要)	機械・器具類の洗浄・殺菌などには、特段の制限がないため 洗浄剤、殺菌剤、電解水、オゾン水などを使用可能 ただし、洗浄・殺菌後に、薬剤が残らないように水で洗い流すこと	なし

◎重要: 資材登録ではなく、事前に個別の確認が必要な資材

資材の種類	確認のポイント	提出が必要な書類
農薬	有機農産物の日本農林規格「別表2」に適合するもの 使用前に毎回必ず確認	農薬使用連絡表
燻蒸剤	★倉庫・乾燥施設などの薬剤燻蒸は原則的に禁止 行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	
空気殺菌	衛生管理のための薬剤自動散布機 機械などを導入して行う場合は、事前に ACCIS に確認・相談	機械の仕様書

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材について

有機 JAS に関する Q & A の改正(2021 年 10 月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「有機 JAS 適合資材リスト」に掲載の資材については、全ての有機 JAS 事業者が、証明書の取り寄せ不要で使用できるようになりました。

このため、「有機 JAS 適合資材リスト」掲載の資材については、ACCIS への資材登録の際、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

「有機 JAS 適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「有機資材リスト掲載一覧表」に掲載されていることを確認する
(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html)

農水省 資材リスト で検索



「有機資材登録 申請一覧表」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「資材リスト掲載」の欄に「○」を記入する